

(制定：平成 25 年 4 月 1 日)
 (改正：平成 26 年 4 月 1 日)
 (改正：平成 27 年 4 月 1 日)
 (改正：平成 29 年 4 月 1 日)
 (改正：平成 30 年 4 月 1 日)
 (改正：平成 31 年 4 月 1 日)
 (改正：令和 2 年 4 月 1 日)
 (改正：令和 3 年 4 月 1 日)
 (改正：令和 4 年 4 月 1 日)
 (改正：令和 5 年 4 月 1 日)
 (最終改正：令和 6 年 4 月 1 日)

草津市地域包括支援センター運営方針

I 方針策定の趣旨

この運営方針は、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項の規定に基づき地域包括支援センターに包括的支援事業等を委託するにあたって、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念を明確にするとともに、業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 基本的な運営方針

1. 高齢者がいきいきと自分らしい生活を継続することができるよう支援します。

高齢者一人ひとりが自分らしい生活を継続するためには、可能な限り自立して生活できる期間を延ばし、介護に要する期間をできるだけ短くするよう、予防的な関わりや支援が必要です。地域包括支援センターは、担当地域に暮らす高齢者について、早期に要援護高齢者を把握するとともに、高齢者自身の意思を尊重し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

市は、地域包括支援センターが要援護高齢者を把握できる仕組みを整えるとともに、情報の提供や、制度やサービス利用に関する関係機関の調整を行うなどの適切な支援を行います。

2. 地域におけるネットワークを構築し、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。

高齢者が身近な地域の中で、安心して暮らし続けるためには、その時々に応じた様々な支援が必要です。地域包括支援センターは、担当地域にある医療機関や介護事業所、医療・介護・福祉の専門職、さらには高齢者を支援する地域活動団体や住民との顔の見える関係づくりを進め、社会資源の活用とネットワークの構築により、一人ひとりの状況に合ったサービスや地域の活動につなげる支援を行います。

市は、地域包括支援センターと連携し、地域の高齢者のニーズを把握するとともに、高齢者支援に必要な市域および広域における関係機関のネットワークの構築や社会資源の開発を推進することにより、地域包括支援センターの活動を支援します。また、地域包括支援センターが地域の活動団体とつながるよう支援します。

3. 三職種のチームアプローチにより、包括的支援事業等を地域において一体的に実施します。

地域包括支援センターに配置された社会福祉士等・保健師等・主任介護支援専門員等の三職種が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、相互に連携・協働しながら、それぞれの専門性を生かした視点で検討・協議・介入を行い、チームアプローチにより、個人や地域の課題解決や活動の推進に努めます。

市は、地域包括支援センターにおいて、三職種が連携・協働して包括的支援事業等を総合的に推進できるよう統括・支援するとともに、常に地域包括支援センターと地域の課題や目標を共有しながら、センターが相互に連携する効果的な取組の推進に努めます。

4. 地域包括支援センターの機能強化に向けた取組を行います。

地域包括ケアシステムの構築を推進していくためには、地域包括支援センターの機能強化を図り、効果的な運営を継続していくことが重要です。地域包括支援センターおよび市は、全国統一評価指標に基づく事業評価を行い、この評価結果を踏まえて、市が人員体制や業務への対応等に関する改善措置を検討します。

また、地域包括支援センターの業務の重点化・効率化の観点から、現在の業務や今後対応すべき課題について、内容の緊急度や重要性を鑑みて優先順位を付け、次に掲げる取組を重点的に進めていきます。

＜重点的な取組内容＞

地域ケア個別会議から抽出された学区の地域課題を「地域づくり検討会議」において整理・深掘するとともに、課題解決に向けた手段・方策の検討を行い、地域ケア推進会議等の場で実現可能な解決策を講じることができるよう努めます。

Ⅲ 具体的な運営方針

1. 総合相談支援業務

＜地域包括支援センター＞

(1) 総合相談支援の実施

高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じて寄せられる様々な相談については、三職種が情報を共有し、総合的に対応できる体制で取り組みます。具体的には、寄せられた相談内容や実態把握をもとに、専門性、継続性、緊急性の判断を行い、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等により、相談者自身が解決できるよう支援します。継続的・専門的な支援が必要な場合は、支援計画を作成し、適切なサービスや制度につなぎます。

また、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うため、他の相談支援機関と連携し、相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援を行います。

(2) ネットワークの構築

地域包括支援センターに寄せられる相談はもとより、日常的に担当地域に出向く活動の中から支援を必要とする高齢者を早期に見出し、総合相談を通じて適切な支援につなぐとともに、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域におけるネットワークの構築を図ります。そのために、日頃から地域の関係機関やインフォーマルサービスなど社会資源の情報収集を進めるとともに、信頼のおける関係づくりに努めます。

<市>

医療と介護の支援を必要とし、在宅療養生活を望む本人や家族からの相談について、必要となる情報提供や相談、助言を行えるよう、在宅医療介護連携センターに相談員を配置し、地域包括支援センターの支援を行います。

また、地域包括支援センターが対応困難な相談事例への対処について、日頃から連携体制を構築し、必要に応じて助言・指導、同行訪問、圏域ミーティングへの参加等の後方支援を行うとともに、地域包括支援センターが法律職に相談できる体制を整えます。

2. 権利擁護業務

<地域包括支援センター>

(1) 高齢者の虐待防止と相談支援

草津市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、養護者による高齢者虐待の防止および高齢者虐待を受けた高齢者の保護と養護者の負担軽減等のため、高齢者および養護者に対して相談、指導、助言等の支援を行います。三職種が情報を共有し、虐待を未然に防ぐためのアプローチや早期発見・早期対応に努め、通報を受理したときは迅速に市に連絡をしたうえで、役割分担を行い組織的な虐待対応を行います。また、担当地域において、民生委員・児童委員等の関係者や住民への啓発活動を積極的に行います。

(2) 成年後見制度等の利用促進

権利擁護の支援が必要な高齢者の早期発見に努め、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを積極的に利用できるよう支援します。また、担当地域において、民生委員・児童委員等の関係者や住民への啓発活動を積極的に行い、権利擁護に関する知識や理解の普及を推進します。

(3) 消費者被害の防止

高齢者の消費者被害の予防と早期発見、再発防止のため、消費生活センター等と連携を図り、担当する地域の高齢者の集まりの場で身近な被害状況などの情報提供や周知活動を行います。

(4) 専門的人材の育成・スキルアップ

権利擁護ケース会議の開催を通じ、高齢者の権利擁護に関する相談や支援を的確に実施できるよう、専門的人材の育成・スキルアップを図ります。また、県や県社協等が開催する研修を積極的に受けて、権利擁護に関するより専門的な相談支援に対応で

きるよう努めます。

＜市＞

市および地域包括支援センターが組織的に高齢者虐待に対応すべく、草津市高齢者虐待対応マニュアルを整備し、養護者による高齢者虐待の防止および高齢者虐待を受けた高齢者の保護と養護者の負担軽減等のため、高齢者および養護者に対して相談、指導、助言等の支援を行います。また、高齢者虐待の通報窓口の機能を備えるとともに、コアメンバー会議や処遇検討会議、評価会議の開催ならびに虐待の判定・対応方針を決定します。

成年後見制度の利用促進のため、申立費用や報酬等の補助金の交付を行います。また、高齢者についてその福祉を図るため特に必要があると認めるときは市長申立を行います。

必要に応じて地域包括支援センターが開催する虐待対応ケース会議や権利擁護ケース会議に参加し、支援の方向性や具体的支援について専門機関等を交えて検討できるよう支援します。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

＜地域包括支援センター＞

(1) 担当地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域ケア会議を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）のネットワークの構築・活用、およびケアマネジャーに対する日常的な個別指導・相談・助言を行います。

また、高齢者の自立支援・介護予防を推進するため、地域においてケアマネジメントが適切に実施される必要があり、地域包括支援センターはケアマネジャーへの直接的な支援のみならず、「学区の医療福祉を考える会議」等を通じて、住民や介護サービス事業者など、地域全体を対象とした適切なケアマネジメントのための啓発等の働きかけを行います。

地域のケアマネジャーが介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

＜市＞

ケアマネジャー連絡会や主任介護支援専門員連絡会、在宅医療と介護の連携に関する多職種連携推進会議の開催を通じて、地域包括支援センターと連携し、課題解決のために関係機関との連携強化やネットワークの構築を進めます。

4. 介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援業務

＜地域包括支援センター＞

(1) ケアマネジメントによる自立支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者や介護予防・生活支援サービス事

業対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、対象者自身の意欲に働きかけながら、自主的な取組を行えるよう支援します。

ケアマネジメントの実施については、草津市介護予防・日常生活支援総合事業実施マニュアル（介護予防ケアマネジメント版）に基づき、介護保険サービス、介護予防・生活支援サービスだけでなく、一般介護予防事業をはじめとする地域の様々な社会資源を積極的に活用し、対象者が地域においていきがいや役割を持ち、活動性が高められるよう努めます。

なお、指定居宅介護支援事業者への委託にあたっては、可能な限り圏域内の事業所を優先し、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏ることなく公平性・中立性の確保に努めるとともに、ケアマネジャーからの報告・相談を受けながら、ケアマネジャーの作成したプランを基にサービス担当者会議等で自立支援を促すプランの共有を行っていきます。

<市>

自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント力向上の支援を行います。

また、地域包括支援センターへの情報提供や助言等により、円滑に業務を実施できるよう支援を行います。

5. 認知症総合支援事業

<地域包括支援センター>

認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護等の有機的な連携を推進し、地域で暮らす認知症の人がより良く生きていくために、認知症に関する正しい知識の普及や見守りネットワークの構築等、草津市認知症施策アクション・プランに基づく施策の推進に取り組みます。

(1) 地域への普及・啓発

地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座や出前講座など、認知症に関する正しい理解のための啓発を行います。

(2) 関係機関との連携

地域密着型サービス事業所を利用している高齢者が、地域の一員として交流を持ちながら生活できるよう、サービス事業所と地域の活動をつなぐ支援をします。

認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するため、医療機関等の関係機関との連携・協力体制構築のための取組を行います。

また、市が進める草津市版チームオレンジの設置に向けた取組を支援します。

(3) 地域見守りネットワークの構築

要介護・要支援認定を受けていてもサービスを利用されていない人のケースワークやケアマネジャーへの支援など、日頃の業務を通じて把握した認知症に関する地域の課題について、認知症地域支援推進員会議の場で整理・検討し、解決に向けた取組に努めます。

日頃から地域で認知症の人を見守る体制づくりのために、「地域安心声かけ訓練」

や「学区の医療福祉を考える会議」への参画等を通じてネットワークづくりを進めます。

(4) 認知症の高齢者とその家族への支援

認知症の状態にあわせて適切な支援やサービスが提供されるよう、地域包括支援センターの相談窓口の周知を行います。相談に対しては、制度やサービスへのつながりとどまらず、受診の支援や適切なケアのアドバイス、家族への相談援助など、三職種が協力して必要な支援を行います。また、認知症に関する社会資源の状況を収集し、必要に応じて提供します。

市が設置する「認知症初期集中支援チーム」と連携し、認知症高齢者の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築します。

認知症の高齢者本人がつながり、話し合う「本人ミーティング」の開催に向けて、市との連携を進めます。

<市>

草津市認知症があっても安心なまちづくり条例に基づき策定した草津市認知症施策アクション・プランに基づく施策を実施します。また、認知症地域支援推進員会議を開催し、認知症に関する課題を整理し、解決に向けた取組に努めます。

6. 地域ケア会議推進事業

今後、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯、重度の要介護者、認知症高齢者など、支援を要する高齢者の増加が見込まれる中、医療と介護そして地域が連携して高齢者を支援していく体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）が重要です。その実現のため、以下のとおり地域ケア会議を進めていきます。

<地域包括支援センター>

(1) 地域ケア個別会議

地域ケア個別会議を開催し、高齢者が有する課題について、医療・介護の専門職のみならず、民生委員、町内会長、ボランティアなど地域の多様な関係者と共有および解決方法の検討を行い、地域のネットワーク構築を図ります。また、地域ケア個別会議で把握した個別課題を集積し、学区の地域課題を抽出します。

(2) 地域づくり検討会議

各学区で抽出した地域課題を整理し、課題の分類・スクリーニングを行うことにより、各学区の地域課題の深堀、課題解決に向けた取組方法の検討を行います。

(3) 地域ケア推進会議

地域づくり検討会議で整理した学区の地域課題について、「学区の医療福祉を考える会議」等の場で地域課題の共有および実現可能な解決方法の検討を進め、地域づくり・資源開発につなげます。

また、市全体に共通する地域課題については、「草津市あんしんいきいきプラン委員会」等の場で課題解決に向けた事業展開や計画策定に盛り込んでいくことにより、政策形成につながるよう市と連携します。

<市>

自立支援地域ケアカンファレンスを開催し、多職種の専門職による多角的な助言から、課題の優先度の判断や適切なサービス提供の手法を習得し、法の理念に基づいた高齢者の自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの充実を図れるよう支援します。

また、地域ケア会議マニュアルを地域包括支援センターと共有し、地域課題の抽出から課題解決に向けた整理までを円滑にできるよう支援を行います。

7. その他

(1) 地域包括支援センターの周知活動

<地域包括支援センター>

地域包括支援センターが高齢者の身近な総合相談窓口として活用されるためには、より多くの市民に知ってもらうことが必要です。また、様々な関係者がセンターの役割を知り、必要な市民に相談窓口として紹介してもらうことも大切です。そのためには、地域の関係機関、関係団体や関係者の元へ積極的に出かけ、顔を合わせ、センターの役割を知らせる機会を設けることや、地域の幅広い年代の人が集まる様々な機会を捉えて周知活動を行います。

<市>

様々な機会をとらえて、地域包括支援センターの周知活動を行います。

(2) 職員のスキルアップ

<地域包括支援センター>

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口であることから、相談技術をはじめ、高齢者の自立支援を促すケアマネジメントに関する知識、高齢者の見守りができるよう地域全体をマネジメントしていく技術など、必要な知識や技術を習得するための研修などに積極的に参加し、学んだ内容を職員間で共有し、常に全体のスキルアップに努めます。

<市>

地域包括支援センター職員の人材育成と質の確保を目的に、必要な研修や事例検討会などの計画を策定し年度当初に示すとともに、研修に関する情報提供や参加要請を積極的に行うなど、職員のスキルアップへの支援をします。

(3) 公平、公正、中立性の確保

<地域包括支援センター>

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公正で中立性の高い事業運営を行います。

<市>

地域包括支援センターの運営状況を常に把握するとともに、適切、公正かつ中立な

運営を確保するため、草津市地域包括支援センター運営協議会に諮ります。

(4) 個人情報の保護

地域包括支援センターの職員は、介護保険法第115条の4第8項の規定により、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。

相談支援に必要な個人情報については、市が管理する地域包括支援センター業務支援システムにより管理します。地域包括支援センターが取り扱う個人情報はパスワードによって管理するとともに、台帳類は鍵のかかるロッカーに管理し、センター業務を行う職員であって、市が認めた職員以外は取り扱うことはできません。

個人情報ならびにシステムの取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）ならびに草津市情報セキュリティポリシーを遵守します。

(5) 感染症や災害への対応力強化

地域包括支援センターは、感染症や災害が発生した場合であっても、高齢者にとって必要な支援を安定的・継続的に提供できるよう、感染症対策および業務継続に向けた取組に努めます。また、平時からアプリ等の活用など、感染症予防および拡散防止に取り組みます。

(6) ICTの活用推進

地域包括支援センターは、タブレット端末等のICTを積極的に活用することにより、相談体制の充実および業務の効率化を図ります。

(7) 苦情対応

地域包括支援センターは、センターに関する苦情を受けた場合は、その内容および対応等を記録し、速やかに市に報告します。

(発行：草津市健康福祉部長寿いきがい課)